

会 議 録

会議の名称	平成 26 年度茨木市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	平成 27 年 2 月 20 日 (金) 午後 3 時 00 分 開会・午後 4 時 10 分 閉会
開催場所	茨木市役所 南館 3 階 防災会議室
会 長	圓入 克介
出席者	圓入 克介、原田 智代、南舎 三男、堂脇 末雄、佐名川 玲子、三上 雅弘、 田中 サオリ、竹原 篤子、矢野 正、林 裕子 (10 人)
欠席者	今堀 洋子、三好 信明、大根 敬子 (3 人)
傍聴人	1 人
市	西林産業環境部長、松本環境政策課長、中村環境事業課長、古谷下水道課長、 抱環境政策課参事、松山環境政策課課長代理兼減量企画係長、 永松環境政策課主幹、中野環境事業課主幹兼業務第一係長、 上村環境事業課環境衛生センター所長、浅井環境政策課主査 (10 人)
議題 (案件)	(1) 現行の一般廃棄物処理基本計画について (2) 次期一般廃棄物処理基本計画について (3) その他
配布資料	1 現行の茨木市一般廃棄物処理基本計画について (資料 1) 2 次期一般廃棄物処理基本計画策定の考え方について (資料 2) 3 アンケート調査結果 (資料 3) 4 ごみ質調査結果 (資料 4) 5 次期一般廃棄物処理基本計画 策定スケジュール (資料 5) 6 茨木市生活排水処理基本計画進捗状況 7 茨木市廃棄物減量等推進審議会委員名簿 8 茨木市廃棄物減量等推進審議会規則 9 茨木市廃棄物減量等推進審議会傍聴要領

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	1 開会
	2 産業環境部長あいさつ
	3 委員・市職員の紹介
事 務 局	これからの議事は、会長に議長を務めていただく。
	4 審議会の成立確認
会 長	本日の会議は、委員 13 人のうち 10 人の出席で会議は成立している。
	5 審議
会 長	<p>現行の一般廃棄物処理基本計画が平成 27 年度に目標年度を迎えることから、次期計画に移っていく必要がある。そのため平成 27 年度にこの審議会で次期計画について諮問を受け、何回か審議会を開催することになっている。</p> <p>本日は、来年度諮問を受け検討していく資料として、現行計画の施策やごみ排出量の推移と現状、次期計画策定の考え方などについて事務局から説明を受けることになっている。</p> <p>それでは、現行の一般廃棄物処理基本計画について事務局から説明されたい。</p>
事 務 局	<p>会議資料の確認</p> <p>今年度から次期計画に着手しているため、基礎調査結果について報告し、来年度、本審議会に計画（案）を諮問する。具体的議論は来年度以降になるが、本日はその前段階として現行計画の進捗状況や次期計画策定の考え方などについて説明する。</p> <p>（資料 1）現行計画は、平成 18 年 3 月に策定し平成 24 年 3 月に中間見直しを行ったものである。中間見直し後の減量目標は、平成 22 年度を基準年度とし、目標年度の平成 27 年度までに、家庭系ごみ 1 人 1 日あたり排出量を 5%削減、事業系ごみの総量を 10%削減するとしている。</p> <p>ここで、本市を取り巻く状況について説明する。</p> <p>本市の人口は緩やかな増加傾向にあり、ピークは平成 31 年度 283,000 人と見込んでいる。次期計画の最終年度にあたる平成 37 年度には 279,000 人になる見</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	込みで、平成 22 年度と比較すると約 4,000 人増加することとなる。ただし、高齢化の進展に伴い、老年人口の割合が平成 22 年度の 19.5%から、平成 37 年度には 25%を超える見込みで、生産年齢人口と年少人口は相対的に減少していくことになる。
	気象面では、本市の平均気温は昭和 56 年から平成 24 年までの 30 年で平均 2℃程上がっている。
	上水道については、地下水や伏流水を水源とする自己水と淀川を水源とする企業用水により供給されている。山地部 5 か所の簡易水道のうち 4 か所を上水道へ統合して市内全域への安定した水道水の提供に向けて事業を進めている。
	農業の動向については、農地の耕作面積、農業従事者数はいずれも減り続けているという状況である。
	まちづくりの状況について、この 4 月にまちびらきから 11 年を迎える彩都地区について、西部地区は平成 26 年 8 月にすべての換地処分が終了しており、ライフサイエンスパークでは全区画での企業誘致が決定し、順調にまちづくりが進んでいる。中部地区は一部が来月から供用開始となり、残りも平成 28 年春の完成に向けて造成工事が進んでいる。東部地区は、一部を平成 27 年度中に事業着手できるよう用途区分の見直し等の手続きを進めている。さらに開学まで 1 か月あまりとなった立命館大学茨木キャンパスとそれに伴う JR 茨木駅東口のリニューアル、平成 30 年春の仮称 JR 総持寺駅、新名神高速道路の開通など本市のまちづくりにおいて大きな弾みとなる案件があるため、これから具体化していく諸案件を含めて、都市計画の見直し等必要な手続きを進めているところである。
	次に、現行計画の基本理念・基本目標であるが、基本理念は、次の世代に良好な環境を引き継いでいくため可能な限りごみの発生を抑制し、再利用できるものは利用し、さらに処理する過程で回収できるエネルギーは有効に利用していく「循環型社会の形成」とし、基本目標は、循環型社会の形成を目指し、市民・事業者・市がそれぞれ役割を担い、ともに協力しあうことを念頭に置き、「みんなで作る資源循環都市いばらき」としている。この基本理念・基本目標に基づき、ごみの減量化・再資源化計画、収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画、その他事項の 5 つの体系で取組を推進している。
	続いて本市のごみ及び資源物の排出量についてであるが、家庭系ごみ排出量の推移は、平成 25 年度において普通ごみ 43,910 t、粗大ごみ 6,478 t、合計 50,388 t となっており、平成 22 年度と比較して約 3.1%の減少となっている。1 人 1 日あたりごみ量は 497.6 g となっており、平成 22 年度と比較して約 4.2%の減少となっている。次に事業系ごみ排出量の推移は、許可業者 37,650 t、直接搬入 14,823 t、合計 52,473 t となっており、平成 22 年度と比較して約 4.1%の減少となっている。家庭系ごみ、事業系ごみとも平成 22 年度と比較すると減少となっているが、特に事業系ごみについては景気や事業活動に左右されることがあることから、引き続き指導・啓発に努めていく必要がある。次に資源物

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>の市収集量だが、平成 25 年度は古紙類 713 t、ペットボトル 600 t、びん 1,480 t、缶 335 t、合計 3,128 t となっており、平成 22 年度と比較すると古紙類とペットボトルの収集量が増加している。これら資源物の売却金額は、古紙類、ペットボトル、缶の合計で 18,695,955 円となっており、市の歳入となっている。びんについては再資源化するための選別委託料を相殺しているため売却益はない。なお、ペットボトル、缶の売却益が前年度と比較して大幅に減少している原因は、売却単価が値下がりしたためである。次に資源物の集団回収量は、平成 25 年度が古紙類、古布、缶、その他の合計で 10,474 t となっており、前年度と比較すると古紙類が 192 t 減少しており、特に新聞・雑誌類が 212 t 減少している状況である。ただし、集団回収登録団体数は年々増加しており、平成 25 年度は 410 団体が登録している。なお、平成 26 年度については現在 413 団体が登録している。また登録団体数の増加に伴い、集団回収の実施回数も年々増加している。次に基準年度である平成 22 年度と平成 26 年度の 4 月から 1 月の排出量の比較では、家庭系ごみは普通ごみ、粗大ごみとも減少しており、1 人 1 日あたりでは 9.3%の減少となっている。事業系ごみも許可業者、直接搬入とも減少しており、6.9%の減少となっている。資源物については、缶が約 3%、びんが約 1%、ペットボトルが約 2%の減少となっており、古紙類は約 73%の増加となっている。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から「現行の一般廃棄物処理基本計画について」の説明があったが、何か質問あるか。</p>
A 委 員	<p>集団回収の登録団体数は減っていないが古紙類回収量が若干少なくなっているというのは、市収集古紙類が増えているのに関係しているのか。</p>
事 務 局	<p>それもひとつの要因と考えられるが、新聞を購読していない世帯が増えているのも要因であると考えます。</p>
会 長	<p>ほかに何かないか。なければ、次に「次期一般廃棄物処理基本計画について」事務局から説明願いたい。</p>
事 務 局	<p>(資料 2) 次期一般廃棄物処理基本計画策定の考え方についてであるが、計画策定の法的根拠については廃棄物処理法の規定に基づいて各市町村において区域内の一般廃棄物に関する計画を定めなければならないと義務付けられているものである。また、省令では基本的な事項について定める基本計画と年度ごとの事業について定める実施計画に分けて策定しなければならないとされており、基本計画では目標年次を 10 年～15 年先において 5 年毎に改定することが適当とされている。</p> <p>次に計画策定の趣旨は、現行計画の目標年度が平成 27 年度にあたることから</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>今後 10 年間の指針として新たに策定するというものである。策定にあたっては上位計画、府や国の関連計画と整合を図りながら策定していく必要がある。</p> <p>次期計画のフレームは、対象地域が茨木市全域、計画期間は現行計画と同様、向こう 10 年間、平成 28 年度から平成 37 年度までとし、一般廃棄物としてごみ及び生活排水について定めることを考えている。</p> <p>策定にあたっての視点は、資料 1 で説明したとおりこれまでの施策の推移、ごみ排出量の現状、このあと説明する現行計画の取組の現状と課題、計画を取り巻く社会潮流、今年度実施している市民・事業者・資源回収店舗のアンケート調査、家庭系ごみ・事業系ごみのごみ質調査結果等を踏まえながら策定する。</p> <p>次に現状・課題・今後の方向性として現行計画の取組体系毎に整理した。ごみの減量化・再資源化計画については、ホームページや広報誌等による啓発のほか、いばらき環境フェア等のイベントの実施を行っている。また出前講座の実施や小学校へ環境学習の副読本を配布している。家庭系ごみについては生ごみ処理機の購入補助、集団回収の報奨金制度により減量化・再資源化を推進している。事業系ごみについては多量排出事業者の範囲を「月 5 t 以上」から「月 3 t 以上」へ拡大し、減量計画書に基づいて訪問指導を行うとともに、環境衛生センターにおいては搬入ごみの展開検査を実施しており、今年度からは検査装置を導入して検査の効率化を図り、適宜指導を行っている。課題としては、家庭系ごみは集積場所に収集日と違うごみが多く出されていることから自治会未加入者や単身世帯へ効果的な周知・啓発方法を検討していくこと。事業系ごみは事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の意識啓発を行い、適正処理へ導いていくこと。またごみ質調査では多くの業種で厨芥類の比率が高くなっていることから、減量を進めていく必要がある。今後の方向性は、現在取り組んでいる項目については今後も継続し充実を図っていくための検討を行う必要がある。</p> <p>収集・運搬計画については、平成 26 年 4 月から粗大ごみを小型・大型に分けて収集するとともに、古着・古布類、化粧品びんを新たに資源物に追加した。また収集日以外に出されたごみには警告ステッカーを貼付け収集しないことで、正しいごみの排出及び分別の徹底を図っている。また、ごみ及び資源物を所定のごみ集積場所まで持ち出すことが困難な場合に、玄関先で戸別に収集する「スマイル収集」を平成 26 年 4 月から実施している。課題としては、分別区分の変更に伴う、粗大ごみの小型・大型区分の更なる周知徹底、また普通ごみの中に紙類等が多く混ざっていることから、雑紙の分別や再資源化についてもさらなる周知が必要である。今後の方向性は、現在取り組んでいる項目については今後も継続し充実を図っていくための検討を行う必要がある。</p> <p>中間処理計画については、茨木市は高温溶融炉を採用しているが、まずは再資源化を優先的に行い、再資源化が困難なごみについては溶融処理し熱回収を行って、資源の循環が図りやすい処理体制をとっている。溶融処理に伴い発生するスラグ・メタル等については民間事業者を介して再資源化を推進している。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>課題としては、将来的視点を踏まえたごみ処理施設の更新を検討する必要がある。今後の方向性は、現在取り組んでいる項目については今後も継続していく。</p> <p>最終処分計画は、ごみ処理過程で発生する集塵灰固化物を大阪湾フェニックスへ委託し最終処分している。課題としては、大阪湾フェニックス計画の動向を注視し、将来的に処分費用が増大する可能性が考えられることから、引き続きごみの減量化・再資源化に努める必要がある。今後の方向性は、現在取り組んでいる項目については今後も継続していく。</p> <p>その他の事項としては、災害等の発生時において、円滑な処理を確保するため、北摂7市3町による災害時廃棄物処理の相互支援協定の締結に向けて各市町で検討を進めている。また、地域レベルでのごみの減量化・再資源化の取り組みを進めるため、自治会等の推薦により廃棄物減量等推進員を委嘱し、地域で活躍してもらっている。課題としては、廃棄物減量等推進員の活動を充実させていく方策を考えていく必要がある。今後の方向性は、現在取り組んでいる項目については今後も継続し充実を図っていくための検討を行う必要がある。</p> <p>次に、計画を取り巻く社会潮流について、法律体系は図に示すとおり、環境負荷ができるだけ低減された循環型社会を形成するための施策を推進するための法律「循環型社会形成推進基本法」を始め、廃棄物の適正処理に関する事項を定めた「廃棄物処理法」、また「家電リサイクル法」などリサイクルに関連する法律も多数ある。このうち、「循環型社会形成推進基本法」に基づく第三次循環型社会形成推進基本計画が平成25年5月に閣議決定され、これまで3Rを推進することとしてきたが、リサイクルに比べて取り組みが遅れているリデュース、リユースといった2Rがさらに進むような社会システムの構築や、使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進など、質にも着目した循環型社会の形成が図られるよう方針が定められた。また使用済小型家電を広域的に回収・処理することで再資源化を促進する「小型家電リサイクル法」も平成25年に施行された。次に施設整備に係る国の考え方であるが、平成25年5月に改定された廃棄物処理施設整備計画において、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等を踏まえ、3Rの推進に加えて災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進める方向性を示している。</p> <p>次に市民・事業者・資源回収店舗のアンケート調査結果について、資料3で説明する。</p> <p>家庭ごみに関するアンケート調査結果について、この調査は市民の家庭ごみ処理に対する意識・考え・意見を調査し、次期計画に反映するための基礎資料として実施した。調査対象は市内1,500世帯を無作為抽出し、アンケート調査を行った。回収率は、有効調査票数1,483通に対して881通の回収で、回収率は59.4%となっている。調査結果の概要について、問11 粗大ごみの小型・大型で収集日を変えたことについては93%が知っている、問13 収集回数についても85%がちょうど良いと回答している。問25 集団回収、拠点回収について、</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>新聞、古本・雑誌、紙袋・紙箱、段ボールは集団回収に出していることが多い。</p> <p>問 30 ごみ集積場所の状況について、63%がきれいで問題はないと回答しているが、動物が食い荒らし散乱している、収集日以外に放置されている、分別が守られていないも6～8%の回答があった。問 34 高温溶融炉で可燃ごみと不燃ごみを一緒に処理できることを知っているかとの問いには、73%が知っているとして回答しているが、24%、ほぼ4分の1が知らなかったという結果が出ている。問 36 ごみ処理方法については、89%が今のままで良いと回答している。問 38 ごみに関する知識・情報をどこから得ているかの問いに、7割が閲覧板や広報と回答しており、紙媒体が主となっている。問 41 減量化・資源化のために日頃取り組んでいることについて、主に生ごみについて食べ残しをしない、無駄な買い物をしないが多く、その他としては過剰包装を断る、トレイなど店頭回収を利用している、集団回収、拠点回収を利用しているという回答が多かった。また問 42 今後どのような取り組みをしていきたいかについて、食べ残しをしない、無駄な買い物はしない、できるだけごみを出さないという回答が多かった。問 43 有料化について、56%がこれまでどおり無料とすべきと回答しており、問 44 さらに具体的に聞いたところ、36%がいずれのごみも無料であるべきと回答している。</p> <p>事業所ごみに関するアンケート調査結果について、市内1,500件の事業所を総務省経済センサスデータから産業分類比率を考慮して無作為抽出して実施した。回収率は38.7%となっている。調査結果の概要について、問1 処理責任について、74%は知っていたが22%は知らなかったと回答している。問5 処理方法について、本来は事業者の責任で処理しなければならないが、26%が市の家庭系ごみ収集に出していると回答している。問8 廃プラの処理方法について、28%が分別せずにごみとして排出していると回答している。問11 ごみ量が増えたかどうかの理由について、減量化・資源化に取り組んだためと回答したのは15%に留まっている。問16 さらなる減量の可能性については、14%がもっとできる、17%が費用的メリットがあればできると回答している。またこれらのできると答えた方に対して、どのごみが減量・資源化できるかについて、42%が古紙類と回答している。</p> <p>店頭回収の実施状況に関するアンケート調査結果について、市内80店舗を対象とし、大規模小売店全店と、中規模小売店とチェーン店から無作為抽出して実施した。回収率は36.0%となっている。調査結果の概要について、問2 店頭回収で大きな問題はあるかについて、利用者の分別が悪い、回収箱を置く場所がないがいずれも18%となっている。アンケートについては以上である。</p> <p>次に、(資料4)ごみ質調査結果についてだが、本調査は、家庭系ごみ・事業系ごみの排出実態を把握することで、将来における発生抑制及び再資源化の方向性を検討するための基礎資料とすることを目的に実施した。調査対象は家庭系ごみの普通ごみ、小型・大型粗大ごみ、事業系ごみであり、資料に示す調査日程のとおり実施した。事業系については調査対象を8つの業種に分けて実</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>施した。家庭系については、一戸建てを中心とした住宅地区、中層住宅地区、一部商店も混在する住宅地区について一地区ずつ選定し、実施した。分類項目は資料に示すとおりである。調査結果の概要として、家庭系普通ごみは3回実施したところいずれの地区も厨芥類が30～40%、紙類が25～30%、プラスチック類が15～20%を占めていて、概ね傾向の差異は見られなかった。粗大ごみについては、小型は10月に実施したことから、季節の変わり目の影響もあり、いずれの地区も家具等及び生活雑貨がほとんどで、特に布団が約1～2割程度含まれていることが確認された。事業系ごみについては、家庭系普通ごみと同様に、事業系ごみもプラスチック類、紙類、厨芥類のいずれかまたはすべてが多くを占めていた。また、茨木市環境衛生センターで受け入れていない種類の産業廃棄物が一定量混入していることがわかった。業種グループごとにばらつきがあるが、受け入れていない種類の産業廃棄物の半分以上は、事業所における分別及び資源化を徹底することによって資源化が可能な容器包装ごみであった。</p> <p>引き続き、(資料5)策定スケジュールについてだが、平成26年度は基礎調査と計画素案を作成し、平成27年度に入って方向性の検討、目標値等の検討を開始し、8月の廃棄物減量等推進審議会に諮問する。4～5回の審議を経た後、パブリックコメントを実施し、その報告を審議会に行った後、審議会から答申を受け、平成28年3月に次期計画策定という予定にしている。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から「次期一般廃棄物処理基本計画策定の考え方」と「基礎調査結果」、「策定スケジュール」について説明があった。何か質問はあるか。</p>
B 委 員	<p>資料2 市のごみ処理施設が老朽化しており、将来的視点を踏まえたごみ処理施設の更新が必要とあるが、どれくらい前に建てられたものか、またどれくらい後に更新予定なのか。</p>
事 務 局	<p>平成8年に第二工場に2炉、平成11年に第一工場に1炉を建設した。延命化・長寿命化工事を実施し、平成38年まで使用する予定である。</p>
C 委 員	<p>資料1 家庭系ごみ排出量のグラフが、平成26年度まで下がっているのに、平成27年度に上がっている見込みが書いてあるのはなぜか。</p>
事 務 局	<p>平成27年度には目標値を記載してあり、平成26年度ですでに目標値を下回っているということである。同じ色でわかりにくいだが、平成27年度は平成22年度を基準として5%削減した目標を示している。</p>
会 長	<p>ほかに質問はあるか。なければ次に「その他」について、事務局から説明されたい。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>「その他」について、本計画における一般廃棄物についてはごみと生活排水を対象としており「生活排水処理基本計画」の次期計画についても併せて策定することになるため、その進捗状況について担当課の下水道課から、資料に沿って説明する。</p> <p>現行計画では、生活排水の速やかな処理と、汲み取り便所の解消を図ることを基本方針として、生活排水処理の理念・目標達成のために2つの取組を推進している。まず1として公共下水道の整備促進、2として市町村設置型合併処理浄化槽の設置促進となっている。1の公共下水道については、昭和37年より事業開始しており、市政の最重要施策として取り組んできた結果、市街化区域における整備はほぼ終わっている。現在は市街化調整区域、主に山間部において整備を進めている。2の市町村設置型合併処理浄化槽の設置促進については、公共下水道区域以外の地域について環境保全という観点から、合併処理浄化槽の設置及び維持管理を市が行う事業として取り組んでおり、平成25年から実施している。</p> <p>次に、資料に本市の生活排水処理整備区域図を示しているが、赤線で囲まれた地域が下水道事業を実施する区域であり、市街化区域と国道171号以北の山麓地域は公共下水道として整備している。緑線で囲まれた山間部の大岩、千提寺、忍頂寺、安元、車作は特定環境保全公共下水道として整備を行っている。これらの下水道事業の名称が異なっているのは、整備手法上の法手続きが異なるためであるが、いずれの地域で発生した生活排水も最終的には市の南部にある中央水みらいセンターにおいて処理している。また青線で囲まれた地域は市町村設置型合併処理浄化槽整備推進事業区域であり、泉原、銭原、上音羽、下音羽、長谷、清阪が該当している。これら整備区域の決定については、経済比較等適正な整備手法を検討した結果となっている。</p> <p>当初の計画における目標値との比較について、まず公共下水道整備済み人口は平成25年度で275,625人であり、公共下水道整備計画区域内行政人口は276,470人であるから整備率は99.7%で、ほぼ整備が完了している。残りの地区は山間部の新名神道路工事に関係して若干遅れ気味であるが、平成27年度99.9%を目標に進めている。次に合併処理浄化槽については、基準年度の平成22年度には事業を開始していないため設置済みはなく、平成25年度より事業開始し、平成25年度末時点で合併処理浄化槽整備済み人口は283人であり、合併処理浄化槽整備計画区域内行政人口は1,298人であるから整備率は21.8%となっている。なお、浄化槽が整備された後、切替工事を行ってはじめて「水洗化人口」という扱いとなるが、これが124人で、整備済み人口の283人で除すると水洗化率は43.8%となっており、今後も目標達成に向けて引き続き事業を進めていく。最後に公共下水道と合併処理浄化槽を合わせた生活排水処理率は、平成25年度中間目標が98.4%に対して、実績98.2%であり0.2%少ないが、理由としては先述の道路事業等の遅れによるものであり、これも目標達成に向けて事業を進めていく考えである。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	いつになったら100%になるのかという話もあるが、現在公共下水道整備済み区域において数百名が未整備となっている。市としては公共下水道への接続を促しているが、接続できない理由としては資金不足や生活困窮のほか、借家においては老朽化のため建替えを予定していたり、水洗化による家賃値上げに納得してもらえないなど、様々な理由により整備が進まない状況がある。市としては快適な環境づくりを確保するため、水洗化促進活動として年1回訪問活動を実施しており、その中で意識調査を行い、粘り強く公共下水道への接続を要請していきたいと考えている。
会 長	事務局から「生活排水処理基本計画の進捗状況」について説明があったが、何か質問はあるか。
D 委 員	合併処理浄化槽の設置は個人の自己負担であり、200万～300万円がかかる。山手で住んでいる年金生活の高齢者には負担が大きい。例えば子どもが都会へ出て帰ってこない場合で、その住居が自分たちの世代で終わりであれば、何百万円もかける必要はないという考え方が多い。
事 務 局	そのような世帯にも意向調査を行い、生活環境の改善という視点で合併処理浄化槽の設置を依頼している。確かに改修費用がかかり、特に山間部の住宅は敷地が広い場合切替工事に100～200万円かかる場合があることも把握している。
D 委 員	補助を受けて浄化槽を設置してから接続するまでの猶予期間はあるのか。
事 務 局	一年以内としている。合併処理浄化槽を整備してから一年以内に切り替えてもらうということである。
D 委 員	それが、何かの理由で、例えば資金繰りがうまくいけなくなった場合の猶予はあるか。
事 務 局	特に猶予は定めていないが、条例では一年以内としている。ただし罰則などはない。
E 委 員	住宅が府道に面しており敷地内に合併処理浄化槽を設置する場所がない場合で3～4世帯がある場合、府道の地下にまとめてひとつの合併処理浄化槽を整備することになるのか。
事 務 局	いろいろな手法が考えられるが、市が管理する浄化槽を府道の下に設置することは道路管理者との問題もあり難しい。

